

シリーズ町の課題 vol.2 空き家・空き地はどうしたらいいの？



～空き家・空き地は個人の財産です～

それぞれに責任を持って管理・活用・処分をしましょう

しっかり管理

**現状を維持するには
定期的な管理とメンテナンスが必要です**

- ひとり暮らしの方が入院や施設入所した場合も適切な管理ができるよう前もって考えておきましょう。
- 住まいが遠方であるなどの理由により、自身での管理が難しい場合には、ご近所や親戚の方に管理を依頼することも考えてみましょう。

空き家管理のチェックポイント

- 郵便：ポスト内の片付けができています
- 敷地：庭木・雑草の繁殖やゴミの放置がない
- 外観：屋根・外壁に破損などの異常がない
- 内部：雨漏りの跡がない
- //：換気・通風・通水の実施
- 連絡：有事の際に連携できるように 地域の人へ所有者および管理者の連絡先を伝えている

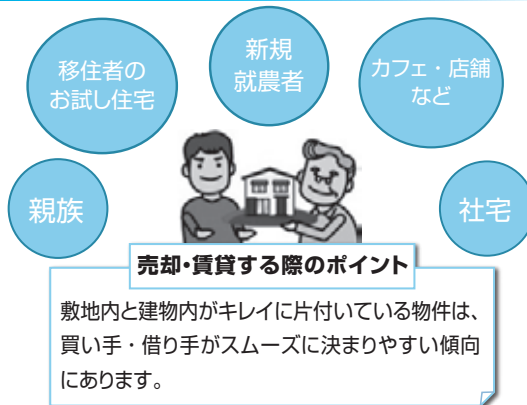
売る・貸す

**活用予定のない場合は
誰かに使ってもらうことを考えてみましょう**

- 『即購入』よりも『まずは借りたい』が多数！

賃貸でも活用してもらうことができれば・・・
物件の「管理をしてもらえる」と同時に得られた賃料収入を 固定資産税などの「支払いに充てたり」後々の「解体費用」にすることもできます。

- 売却や賃貸の手続きなどについては、不動産や建築などの専門家に相談したり、町の*空き家・空き地(宅地)バンク制度や*空き家清掃補助金をご活用ください。



解体する

活用の見込みがない建物は解体を考えてみましょう

- 放置された建物は老朽化が加速し近隣に大きな影響を与えます
- 解体することで、跡地(宅地)利活用(売却・賃貸)の可能性も・・・!
- 町の制度を積極的にご活用ください。
*空き家等解体工事補助金や*登録された宅地を町が利用希望者に紹介する*空き地バンク制度(令和2年4月施行)があります。

解体費用をおさえるポイント

敷地内と建物内の不用品を整理しておくことで解体費用の一部をおさえることができます。

日頃から定期的な掃除と
不用品の処分を心掛けましょう。

次回は、空き家対策(空き家・空き地バンク、補助金/改修・家財処分・解体)制度 について掲載します。

※町の各制度には、対象要件や事前提出書類等があります

詳細は町ホームページをご覧ください。か地域創生課 0241-82-5220 までご相談ください